

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充（拡充）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税に係る①投資税額控除、②特別償却（①、②については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制）を、ロボット関連事業及び観光関連事業等に限定し地域活性化総合特区においても導入する。</p> <p>①、②特別償却・投資税額控除</p> <p>■ 特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業のうち、ロボット関連事業及び観光関連事業等を行うために設備等（以下に掲げるものに限る。）を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物等については25%）の特別償却又は15%（建物等については、8%）の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例措置を適用できる。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。また、同一事業年度においては、所得控除制度と選択適用とする。</p> <p>■ 対象とする設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業のうち、ロボット関連事業及び観光関連事業等の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物 取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの <p>機械・装置：2,000万円以上 器具・備品：1,000万円以上 建物・附属設備・構築物：1億円以上</p> <p>なお、上記の要望内容については、国家戦略特区における特例措置として位置付ける可能性もある。</p>		
関係条文	<p>総合特別区域法第26・27条、総合特別区域法施行規則第15・18条、租税特別措置法第42条の11・第68条の5、租税特別措置法第60条の2、地方税法第23条第1項第4号、地方税法第72条の23第1項、地方税法第292条第1項第4号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲243 （ — ） [平年度] ▲243 （ — ）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>総合特別区域法の趣旨に基づき、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用し地域力を向上させるためには、民間投資の活性化が必要であり、民間投資を喚起する環境の整備が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 6. 地域活性化の推進 施策 ⑦ 総合特区の推進
	政策の達成目標	「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、2017 年までに、実現すべき成果目標として、「民間投資の活性化」が定められている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、2017 年までに、実現すべき成果目標として、「民間投資の活性化」が定められている。
	政策目標の達成状況	総合特区制度による国と地方の協議を経て、213 提案が実現する見込みがたった。
有効性	要望の措置の適用見込み	各特区における具体事例については以下のとおり。 1. 特別償却・投資税額控除 ア) さがみロボット産業特区 企業数：28 社 ※過去の神奈川県における企業誘致の実績から想定 ①大企業 6 社 ②中小企業 22 社 イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 企業数：3 社
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、成長への道筋として、民間の活力を最大限引き出すと記載されている。 民間企業の活力を活用することは経済成長及び地域の活性化にとって有効であり、本特例措置を講ずることにより、総合特区制度における他の支援策と併せ、総合特区の目標達成に資する民間投資の後押しにつながり、地域の活性化が図られるものである。 なお、各特区における具体的な効果見込みとしては、以下のとおり。 ア) さがみロボット産業特区 本要望が実現すれば、投資後の操業に応じて毎年度経済効果が発生することや、本特区により企業の研究開発・実証実験等が促進され、生活支援ロボットの商品化が見込まれる。 イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 本措置を講ずることにより、訪日外国人 27.2 万人増、消費効果 40.8 億円増
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地域活性化総合特区税制 ・出資に係る所得控除：社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進調整費」を要求。 (平成 26 年度要求額 115 億円)

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政支援及び要望税制措置等を一体として支援。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用し地域力を向上させるためには、民間投資の活性化が必要であり、自発的な民間投資を喚起する環境整備が必要である。特別償却や投資税額控除は、自発的な民間投資を喚起する措置であり、政策目的を実現する手段として妥当である。</p>
<p>ページ</p>	<p>7—3</p>	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 23 年度：創設 平成 25 年度：拡充 (適用対象に開発研究用の「器具・備品」を追加)